

特定不妊治療費補助制度について

平成20年7月1日
NEC 健康・福利共済会

1. 給付条件 本会個人会員およびその配偶者が下記条件を全て満たしていること

条 件	備 考
1 法律上の婚姻をしている夫婦であること	-
2 特定不妊治療以外の治療法では妊娠の見込みがないか、または極めて少ないと医師が判断したこと	1回の治療終了後、所定の証明書に指定医療機関の証明を受けることが必要
3 都道府県が指定した医療機関で特定不妊治療を受けたこと	
4 同一年度内で、共済会の補助を既に2回（治療1回につき10万円まで）受けていないこと	補助は1年度（4/1～翌年3/31）当り2回まで
5 通算5年度を超えて共済会の補助を受けていないこと	補助は通算5年度まで（補助を受けた年度が連続している必要はなし）

本制度の給付条件や給付額等は、原則として国の助成金の考え方に準じることとする。
ただし、国の助成金の給付条件のうち「申請前年の夫婦合算所得730万円未満」の項目については、本制度では適用せず夫婦合算所得の制限は設けない。

2. 対象治療

国の助成金の対象となる特定不妊治療（体外受精、顕微授精）とする。具体的には、都道府県が指定した医療機関で受けた特定不妊治療のうち下記のいずれかに相当するもの。

【採卵に至らなかった場合は補助対象外】

- A. 新鮮胚移植を実施
- B. 凍結胚移植を実施（注）
- C. 以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施
- D. 採卵したが体調不良等により移植のめどが立たず治療終了
- E. 採卵したが受精できず、または異常受精（胚分割停止、変性、多精子受精等）による治療中止
- F. 採卵したが卵を得られない、または状態の良い卵が得られないため治療中止

（注）採卵・受精後、胚を凍結し母体の状態を整えるため、1～3周期の間隔をあけた後に胚移植を行なうとの治療方針に基づく一連の治療を行なった場合

3. 申請方法および申請期限

（1）国の助成金を各自治体に申請した者

- ・国の助成金の申請先である各自治体から「特定不妊治療費助成交付決定通知書」または「特定不妊治療費助成不交付決定通知書」の受領後、本会個人会員が本会事務局支部（各社人事総務部門内）に、第7項記載の提出書類を添付の上、速やかに申請を行なう。
- ・申請期限は、自治体発行の上記決定通知書の発行日から60日以内とする。

（2）国の助成金対象外の者

- ・特定不妊治療の終了後、本会個人会員が本会事務局支部（各社人事総務部門）に、第7項記載の提出書類を添付の上、速やかに申請を行なう。
- ・申請期限は、治療終了日から60日以内とする。

4. 提出書類

- (1) 本会所定の「特定不妊治療費補助申請書」 全員共通（必要事項を記入）
- (2) 添付書類（自治体関係書類等） A～Cの該当パターンに応じた書類を添付

A. 国の助成金を受ける者

自治体から通知される「特定不妊治療費助成交付決定通知書」[写し]
自治体へ申請した「特定不妊治療受診等証明書」[写し](注)
国の助成金の他、自治体独自の助成金がある場合はその交付決定通知書 [写し]

(注) 国の助成金を自治体へ申請する際は写しを必ず保管のこと。

B. 国の助成金の申請を行なったが所得制限により助成を否認された者

自治体から通知される「特定不妊治療費助成不交付決定通知書」[写し]
自治体へ申請した「特定不妊治療受診等証明書」[写し](注)

(注) 国の助成金を自治体へ申請する際は、写しを必ず保管のこと。

C. 国の助成金対象外の者（申請前年の夫婦合算所得制限の該当者）

本会所定の「特定不妊治療受診等証明書」[原本]
都道府県の指定医療機関発行の領収書（医療保険適用外診療分）[写し]
（ の「受診等証明書」上で証明を受けた治療期間と金額が含まれていること）
住民票 [原本]
（夫婦の続柄が記載されているもので申請前3ヵ月以内に発行されたもの）
夫婦の所得額を証明する書類 夫婦それぞれについて下記確認のいずれか1通を添付
< 確認書類 >
【収入のある方】 前年の源泉徴収票 [写し] または確定申告書の控え片 [写し]
【収入のない方】 前年の住民税課税（非課税）証明書 [原本]

5. 給付実施年度の考え方

(1) 国の助成金を受ける者

本会の補助金は、各自治体による助成実施年度の取扱い(注)に準じる。

(注) 自治体により助成実施年度の取扱いに差異があるので注意が必要。

例えば、2008年2月に治療終了した者が2ヶ月後の2008年4月(=次年度)に自治体から助成交付決定通知を受領した場合、治療終了日が属する2007年度ではなく、助成実行日が属する2008年度の助成実績として扱われる自治体がある。
よって、この例の場合、本会の補助金は2008年度の給付実績とする。

(2) 国の助成金の申請を行なったが所得制限により助成を否認された者、および国の助成金対象外の者

本会の補助金は、特定不妊治療終了日の属する年度の給付実績とする。

なお、次年度に近くなる2～3月に治療が終了した場合は、申請が4～5月(=次年度)でも本会の補助金は前年度の給付実績とする。

6. 申請受付開始日

2007年10月1日(月)

(注) 2007年4月1日以降の特定不妊治療終了分より申請受付対象とする。
2007年4月1日～9月30日の特定不妊治療終了者の申請受付期間は、
2007年10月1日～11月30日とする

以上